平成２７年（フ）第６７６８号
東京都西多摩郡瑞穂町箱根ケ崎西松原32―５―205
債務者　小林小百合
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６８３０号
東京都葛飾区東金町３丁目36―12
債務者　相田麻由子
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６８３１号
東京都足立区加平１丁目８―15―803
債務者　武田美友紀
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６８４３号
東京都練馬区下石神井２丁目１―２―301
債務者　野村　良一
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６８４４号
東京都墨田区墨田２丁目21―９
債務者　小泉　翠明
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

財産状況報告集会等の期日変更

平成２７年（フ）第１３号
岐阜県可児郡御嵩町御嵩689番地２
破産者　山本　太門
主文　本件財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の各期日（平成27年10月20日午前10時）を平成27年10月27日午前10時に変更する。
平成27年７月29日
岐阜地方裁判所御嵩支部破産係

破産手続廃止

平成２７年（フ）第３４３号
福岡県糟屋郡須恵町大字須恵323番地
破産者　株式会社たぐち
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５２号
埼玉県八潮市大字浮塚582番地
破産者　有限会社魚がし
1　決定年月日　平成27年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第４８号
青森県三沢市中央町３丁目９番38号
破産者　有限会社殿村ビル
1　決定年月日　平成27年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２７年（フ）第２７号
仙台市泉区桂１丁目14番地の４　パークハウスフェリシアW104号
破産者　株式会社石川商会
1　決定年月日　平成27年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１７９号
東京都国分寺市並木町２丁目30番地５エスペランサ並木202
破産者　山上　耕史
1　決定年月日　平成27年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２１８号
静岡県沼津市戸田179番地の１
破産者　株式会社堤組
1　決定年月日　平成27年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２８１号
愛知県一宮市浅井町河端字吹65番地
破産者　Ｍｙｓｅｌｆ．Ｓ株式会社
1　決定年月日　平成27年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

破産手続終結

平成２４年（フ）第２２５号
相模原市中央区矢部１丁目２番16号ベラビスタ１Ｆ
破産者　有限会社佐藤工業
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４８５号
福岡県大野城市御笠川４丁目５番５号
破産者　フード科学株式会社
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９７６号
名古屋市熱田区川並町２番22号
破産者　株式会社第一名鉄食品
1　決定年月日　平成27年７月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３３２号
金沢市諸江町下丁38番地
破産者　株式会社アップライト・フレンズ
1　決定年月日　平成27年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第３８０号
金沢市泉野出町３丁目１番17号
破産者　有限会社玉一商会
1　決定年月日　平成27年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所